

○経済産業省告示第四百十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十九年五月十九日から施行する。

平成十九年五月十八日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 山本 有二

二の表の罫1のイロハの項を次のように改める。

イラン		輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二） 7 に掲げる貨物（六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。）、三の項（二） 9 に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物
-----	--	--

